

甲第82号証



WELCOME TO OUR WEBSITE

東京都

TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

▶ [サイトマップ](#)

▶ [都庁のウェブサイトからさがす](#)

→ [詳細検索](#)

| [文字を大きくするには](#) |

[トップ](#) > [都政の運営](#) > [情報公開・刊行物](#) > [情報公開・個人情報保護審議会](#) > [議事録](#) >

議事録

平成14年9月18日掲載

[その他項目](#)

第11回東京都情報公開・個人情報保護審議会(議事録)

平成14年7月25日(木)

都庁第一本庁舎42階 特別会議室C

[第11回東京都情報公開・個人情報保護審議会\(議事録\)その1](#)

[第11回東京都情報公開・個人情報保護審議会\(議事録\)その2](#)

[\(↑このページの先頭へ戻る\)](#)

[このサイトの考え方](#) | [使い方ヘルプ](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [リンクについて](#) | [著作権について](#)

<[お問い合わせ](#)> 東京都庁 〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1 電話03-5321-1111(代表) [[電話番号一覧](#)]

(C)2002-2007 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT ALL RIGHTS RESERVED.



WELCOME TO OUR WEBSITE

東京都

TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

▶ [サイトマップ](#)▶ [都庁のウェブサイトからさがす](#)

検索開始

→ [詳細検索](#)| [文字を大きくするには](#) |[トップ](#) > [都政の運営](#) > [情報公開・刊行物](#) > [情報公開・個人情報保護審議会](#) > [議事録](#) > [議事内容](#) >

議事録

平成14年9月18日掲載

第11回東京都情報公開・個人情報保護審議会(議事録)その2

第11回議事録の他項目

[○ 議事録その1](#)[○ 議事録その2](#)

○反町総務局行政部長

行政部長の反町でございます。

審議会の委員の皆様には、来る8月5日から施行されます住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の保護に関する審議をお願いをすることになりますので、一言ごあいさつさせていただきます。

住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、将来の電子政府、電子自治体の基礎となるシステムと位置づけられまして、住民の負担軽減と利便性の向上並びに行政の効率化をもたらすシステムとして構築が進められてまいりまして、現在仮運用に入っております。また、関連の準備行為といたしまして、14年の第1回定例都議会におきまして東京都情報公開条例の一部改正をいたしまして、住民基本台帳関係の事項を本審議会でご審議していただくこととさせていただきます。また、この6月の第2回定例会では、自己情報開示関係の手数料条例を提出し、可決していただいているところでございます。

最近、毎日のように新聞、テレビで住基ネットの報道がなされております。個人情報保護法案の成立まで住基ネットの施行を凍結せよとの意見が多く出されておりますけれども、住民基本台帳ネットワークシステムには、公務員法の守秘義務違反より重い罰則が定められております。技術面では専用回線のネットワークとなっておりますし、システムの中にファイアウォールなどが要所に組み込まれまして、セキュリティ対策は十分に講じられておるところでございます。

また、業務端末につきましても、利用を十分に管理をいたしますとともに、使用記録が残る仕組みとなっております。万が一不正なアクセス、あるいは情報漏れがあった場合には、緊急時対応計画によって迅速に対応するということとしております。私どもも個人情報保護法の早期成立が望ましいと考えておりますけれども、成立前であっても、ただいま申し上げましたとおり、住民基本台帳ネットワークシステム自体の中にセキュリティ対策が講じられておりまして、これは信頼に足るものと私どもは考えております。今後、審議会の委員の先生方のご助言、ご指導をいただきながら、住民基本台帳ネットワークの適正な運用に努めてまいりた

いと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○堀部会長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、住民基本台帳ネットワークシステムの概要と、それからシステム運用管理規程等の骨子につきまして、細井課長からご説明をお願いいたします。

○細井行政部振興企画課長

それでは、お手元の資料に基づきましてご説明しますが、その前に資料の確認をさせていただきたいと思えます。

まず、「住基ネットワークシステム 8月5日スタート」というようなパンフレットが資料3-1でございます。その後ろにございますのが資料3-2でございます。東京都情報公開条例の抜粋が載っております。その後が資料の3-3でございますが、「住基ネットワーク部会(仮称)の設置・調査審議事項について」というのが資料3-3でございます。その次が資料3-4でございます。東京都住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(概要)が資料3-4でございます。その後、最後が資料3-5でございます。住基ネットワークシステム東京都緊急時対応計画(概要)でございます。以上、5つの資料がございますけれども、資料1のほうから順次説明させていただきたいと思えます。

まず、資料3-1のパンフレットのほうでございます。このパンフレットは、総務省、また全国の都道府県でつくっております住基ネットワーク協議会が作成したものでございます。ごらんのとおり8月5日スタートということでございます。この住基ネットワークシステムは4情報、氏名、生年月日、性別、住所と、それと住民票コード、それから変更情報ということで、全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステムでございます。電子政府・電子自治体を実現するための基盤となるということでございます。

下のほうに枠内で記載してございますけれども、8月5日以降、個人ごとに住民票に新たに住民票コードが記載されます。8月5日以降、区市町村のほうから各住民には通知が行く予定でございます。それから、本人確認情報は法律により4情報と住民票コード、変更情報に限定されております。それから、行政機関の利用できる事務につきましても、法律で具体的に規定をされているということでございます。また、住民票コードは民間が使用することは法律で禁止ということになっております。また、さらに、住民票コードは市町村に申し出ることによって変更が可能であるということが記載されております。

それから、次のページ、見開きになっておりますけれども、ここをごらんいただきたいと思えます。

下のほうの図でございますけれども、住民は、今まで行政機関のほう

へ住民票の写しをいろいろな申請時に出していたわけですが、けれども、このネットワークが稼働することによってこれが不要になるということですが、下のほうにネットワークの図がありますが、一番左側が各区市町村の既存住基のコンピューターのシステムでございまして、ここからファイアウォール、つまり不正侵入を防止する装置でございまして、ここを經由してコミュニケーションサーバというのが各区市町村に設置されておりまして、ここと専用回線で全国センターまでネットにつながれているということですが、この間のやりとりはすべて暗号によってやりとりするということがございます。

右側に移りまして、本年の8月5日からスタートする第1次サービスということで、1つ目が、今申しましたように住民票の写しの添付が省略が可能となるということですが、それから、電子政府・電子自治体の基盤となるということですが、この後、公的個人認証サービスというようなものが予定されておりまして、これは自宅のパソコンからいろいろな申請ができるというときに、本人が申請したかどうかということを確認できるような、そういったシステムがこの後予定されているということですが、

それから、来年の15年8月からスタートする第2次サービスでは、住民票の写しの交付が全国のどこの自治体からでも受けられるということですが、それから引っ越しの場合の手続きが、今まで転出、転入と2回市町村の窓口に行っていたのが、転入時1回で済むということですが、

それから、下のほうに記載してありますが、住民台帳基本カードということが、住民の申請に基づきまして発行できるということですが、身分証明書のかわりにもなるということですが、さらに、区市町村が条例で独自のサービスの機能をそこに付加することもできる。例として、福祉カード、図書カード、施設利用カードと書いてありますが、これも付加できるということですが、その際でも、この住基ネットワークの本人確認情報の部分については別の仕組みになっていて、情報が漏れないようなICカードになっているということですが、

それから、次のページ、最後のページになりますけれども、ネットワークの個人情報保護対策を行っているということで、3つの面から対策を講じているということですが、1つ目が制度・法令面からの対策でございまして、1番目に、ネットワークが保有する本人確認情報は、法律によって4情報プラス住民票コード、それから変更情報と、法律によってこれに限定されている。それから、2番目として、この利用する事務については法律で具体的に限定している。目的外の利用が禁止されている。それから3番目として、民間部門の住民票コードの利用を禁止しているということですが、それから4番目は、関係職員に対します安全確保措置、秘密保持ということで、先ほど部長が申し上げましたが、通常より重い罰則規定が定まっているということですが、それから5番目と

しましては、毎年行政機関への本人確認情報の提供を公表する。それから6番目は、自分の本人確認情報については、開示の請求をしたり訂正したりする申し出ができるということでございます。

それから、大きな2点目は、技術面からの万全な対策ということでございまして、専用回線でネットワークがつながっている。それから、通信データは暗号化している。それから、不正アクセスを防止するためにファイアウォール・IDSいわゆる侵入検知装置といったような最新装置を備えている。それから2点目として、操作者用ICカードとかパスワードによりまして、操作者に対しても厳重な管理をされているということでございます。以下、記載のとおり、使用記録も残っているというようなことでございます。

それから、大きな3点目、下のほうでございますけれども、運用面からの対策ということで、指定情報処理機関、これは地方自治情報センターの付属機関でございますけれども、ここに本人確認情報保護委員会を設置しまして、本人確認情報の保護に関する事項を調査審議する。それから、必要に応じ意見を指定情報処理機関に述べることもできる。また、都道府県についても、同様の本人確認情報の保護に関する審議会、つまり当審議会の部会になるわけでございますけれども、こういったものを設置します。それから、2番目に、苦情等の処理を適切、迅速に行うということでございます。3番目は、緊急時対応計画を策定し、不測の事態にも迅速に対応できる。万が一の場合はネットワークから切断するというようなことも行うということでございます。それが資料3-1でございます。

続きまして、資料3-2でございます。これは東京都情報公開条例でございまして、ことしの第1回定例会で可決したものでございます。1定で修正議決したところを線を引いておるところでございます。34条の3項、審議会は、前2項に規定する事項のほか、住民台帳法等の規定事項について、調査審議し、及び知事に建議することができる。それから第6項、審議会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、第3項に規定する事項について審議させることができる。前項の規定により行う部会の手続きは、公開しないことができる。8項、委員は、前項の規定に基づき公開しないとされた部会の審議の手続きにおいて職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。それで39条に罰則がございまして、34条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役、30万円以下の罰金に処するというような規定が新たに加わったわけでございます。

続きまして、資料3-3でございます。住基ネットワークの部会の設置・調査審議事項についてということでございます。今申し上げましたとおり、今後、第1回定例会の議決によりまして、この東京都情報公開個人情報保護審議会に住基ネットワーク部会を設置することしたということでございます。

それから、2番目で、部会の調査審議事項でございまして、これは住基

法の30条の9の第2項に載っておりますけれども、1点目は、法律上、その権限に属された事項ということでございまして、恐れ入りますが裏面をごらんいただきたいと思っております。住基法の抜粋が下のほうに載っております、「根拠法の条文説明」のところに、1点目の丸ですけれども、住民票コードの利用制限等ということで、告知要求の禁止規定というのがございまして、民間事業者が、契約に際し、申込者に住民票コードを教えるように要求してはならない。それから2点目は、データベース構成の禁止規定ということで、業として他に提供される予定の住民票コード入りのデータベースを構築してはならない。

それから、次の丸で、違反者への都道府県知事の対応ということで、都道府県知事は、その違反者に対しまして、当該行為を中止すべきこと、それから、中止されることを確保するために必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

それから、次の丸で、中止命令と審議会の意見聴取。この勧告を受けた者が従わないときは、都道府県の審議会の意見を聞いて、その者に対して、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができるということでございます。

また、次の丸は、違反者への報告要求と検査ということで、必要な事項に関し報告を求め、また立ち入り検査をできるということでございます。

それから、次の丸が罰則でございまして、知事の勧告に従うべきことの命令に違反した場合は、1年以下の懲役、50万円以下の罰金ということでございます。

それから、その下の罰則につきましては、虚偽報告をしたり立ち入り検査を拒んだ場合の罰則、20万円以下の罰金というような規定がなされております。

ちなみに、今、個人情報保護法案が国会で審議されておりますけれども、こちらのほうの民間の罰則規定は、政府の命令に違反した場合は6月以下の懲役または30万円以下の罰金ということですので、これよりは重い規定になっている。ですから、個人情報保護法案の特別法というような位置づけになっているということでございます。

前のページに戻りまして、(2)のその他の調査審議事項でございませう。1の事項のほかに、本人確認情報の保護に関する重要事項を調査審議し、また必要と認める事項を都道府県知事に建議することができるということでございまして、想定している例としてア、イと記載されておりますけれども、安全確保に関する調査審議ということで、個人情報保護の観点から問題が生じた場合に、その改善策を調査審議すること、これが1つの調査審議事項でございませう。それからイとして、制度の運用に関する建議ということで、制度運用上のいろいろな問題等が出ましたら、この改善点等につきまして知事に建議するというようなことがこの部会の役割として規定されております。

次に、資料の3-4でございませう。これは東京都住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程ということで、8月5日からの施行でございませう。

して、まだ最終確定ではございませんので、概要という形でこの場でお知らせさせていただきたいと思っております。全国にもこれを策定するようという指針が出ておりました、それに基づいて東京都として策定したものでございます。東京都の場合は訓令という形で策定いたしまして、8月5日付の東京都広報に掲載する予定でございます。

1番の目的でございますが、システムの適切かつ確実な運用、またセキュリティの確保を図ることを目的とするということでございます。

それから、2の規程の概要でございますけれども、(2)の管理体制ということで記載されておりますが、これは、参考で「住基ネット管理体制表」というのがその後ろについているかと思っておりますけれども、こちらで説明したいと思います。表の一番上が住基ネットシステム総括責任者ということで、東京都の総務局長が総括責任者となって、その右に書いてありますけれども、セキュリティ対策の決定とか運用に関する重要な事項の決定、それから緊急時対応計画の策定等々の最高の権限を持つということでございます。それから、住基ネットシステム責任者に行政部長が当たる。それから、住基ネットシステム管理者ということで、これは行政部振興企画課長、私でございますけれども、こちらのほうは情報資産、東京都サーバとか、そういったものの維持管理、アクセス管理と運用計画の策定と、こういったものでございます。それから、業務端末を置く課長が住基ネットセキュリティ責任者ということになりまして、業務端末へのアクセス管理とかセキュリティに関して責任を持つ。それから、操作者につきましては住基ネット操作者ということになります。操作者まで1人1人IDカードを出して、そのIDカードがなければこの端末を操作できない。それから、操作する人の権限によって、その操作する種目も限られるというような仕組みになっております。

それから、右のほうに住基ネットセキュリティ会議というのがございまして、これらの人が集まりまして会議を開いて、セキュリティ対策とか運用に関する重要な事項、緊急時に対する対応等を審議するというような仕組みになってございます。

先ほどの資料3-4のほうに戻っていただきまして、下のほう、(3)に緊急時対応計画というものがございまして、住基ネットシステム総括責任者は、緊急時において、被害を未然に防ぎまたは被害の拡大防止、早急な復旧を図るため、緊急時対応計画を策定するというような規定がございまして。それから、その後、利用ということで、ネットを利用する場合は許可が必要です。

それから、裏の面にまいりまして、情報資産の管理ということで、都サーバ、それから業務端末の管理は入退室等、かなり厳密な管理体制を敷きます。それから、都サーバのアクセス管理ということで、操作者識別カードとかパスワードがないと都サーバにアクセスできないというような管理を規定いたします。

それから、(7)で監査ということで、東京都は、このシステムに対して監査をするということで、監査規定もございまして。それから、職員に対する

研修も充実させていく。それから、(9)番で委託処理ということで、業務の一部を外部委託する場合は、秘密の保持とか、そういったことに対して厳しく条件を整えて相手方と契約するというようなことで、これに対しても総括責任者の許可が必要だというような規定を記載しております。

以上のような規程が8月5日付で施行されるということでございます。

次の資料の3-5でございまして、これが東京都緊急時対応計画の概要でございます。

1番の「本計画の目的」ということで、住基ネットワークのセキュリティを侵犯する不正行為や運用に重要な支障を来す障害が発生した場合において、東京都の緊急時の対応を示すと、こういう計画でございます。

2番に「不正行為や障害の脅威度」というのがございまして、レベル1からレベル3までございます。レベル1というのは、アクセス権のない人が業務端末をいじったという場合、当然パスワード等が違っておりますので接触できないわけですが、こういう場合がレベル1でございます。それからレベル2は、ファイアウォールを通過しなかった不正アクセス、それからウィルス対策ソフトでコンピューターウィルスが検出されたというような事象でございまして、つまり、外部からハッキングとかアタックをされたんですけれども、一応そういう未然に防止する装置で防いだと、こういう事態がレベル2の事態でございます。それからレベル3でございまして、レベル3は、本人確認情報に脅威を及ぼすおそれの高い事象ということで、今言ったレベル2で防ぎ切れなくて、ある程度侵入されてしまったような場合、それから、本人確認情報保護に関する重大な脆弱性が発見された場合というようなことがレベル3ということでございます。

それから、3番目は「緊急時連絡網」ということで、これは全国のセンターとのネットワークでございますので、連携体制が重要ということで、いろいろな状況に応じて東京都、それから全国センター、それから区市町村に対して緊急連絡網を整備するというところでございます。

それから裏面のほうにまいりまして、4番は「緊急時の主な対応手順」ということでございます。脅威度がレベル2、またはレベル3に該当する可能性が高い場合は、全国センターに通報し、全国センターでも情報把握を行うよう要請する。それから、レベル3に該当する可能性が高い場合は、必要に応じてシステムの停止等の緊急措置をシステム管理者が統括責任者に具申して、統括責任者が対応策を決定するというところでございます。また、レベル3の場合は、住民サービスに対する影響や広報の必要性を生じる可能性も高いわけでございますので、セキュリティ会議を招集して、システムの停止とか、それから住民への対応、広報活動等の方針を審議するというような計画の内容になってございます。

以上、大変雑駁な説明でございますけれども、この住基ネットワークシステムの概要につきましてご説明させていただきました。

○堀部会長

どうもありがとうございました。いろいろ質問もあろうかと思いますが、

今の説明がありました調査審議事項、これは本審議会の部会で行うことになっております。先ほどの資料の3-2にありますように、東京都情報公開条例、ここに本審議会、つまり東京都情報公開・個人情報保護審議会についての規定がありまして、それを条例改正したものが先ほどご説明があったような内容になっております。このライトブルーのは去年のもので、まだこっちには入っておりません。ですから、この資料の3-2をごらんいただくほうがよろしいかと思います。その手続きをまず進めさせていただきませんが、部会を置くことといたしますか、つまり34条の6項でいきますと、審議会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、前3項に規定する事項について審議させることができるということになりますので、その部会の設置ということになります。これはいろいろな都道府県で、住基ネット関係の審議をどこにするのか、別途審議会を設けるかとかといういろいろな議論があったところです。東京都、あるいは接しているほかの県は、個人情報保護について審議している審議会の中に部会を設けるのが個人情報保護という点で共通するのではないのではないかということで、東京都もそのような観点から、先ほども細井課長からご説明がありましたように、東京都議会の第1回定例会で条例の改正が行われました。

そうしますと、部会を置きますが、その部会の名称をどうするかということになります。審議内容との関連からしますと、住民基本台帳ネットワーク部会等とするのがいいのではないかと思います。先ほどのように、この部会、3人以上の委員をもって構成するということになりますので、これは日程の関係もありましたので、事務局といろいろ相談させていただきまして、部会委員につきましては高橋委員、それから能見委員にお願いしまして、私も含めて3名で構成することとしたいと思います。この点につきまして、委員の皆様、何かご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤委員

そういう案で大変結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、私は今、そちらの行政部の方のご説明を聞いておひまして、それから、この間ずっと私も3年間、この住基法関係については深い関心を持って、主婦連合会ほか消費者団体、みんな一緒にいろいろ取り組んでまいりまして、実はきのうも内閣委員会を3時間傍聴しました。新聞には田中真紀子さんのほうの委員会の報道ばかりで、こちらの住基ネットに大変ホットな議論が行われた参考人として、当時の政府の個人情報保護の検討部会委員でいらした藤原静雄教授と、それから大橋有弘教授と、それから桜井よしこさん、これは国民総背番号制を考える会です。それから日弁連の情報部会の幹事の藤原宏高さんという弁護士さん、4人が参考人として意見陳述なされた後、与野党それぞれ大変な質問をしまして、私もずっと熱心に、私以外の消費者団体の人も聞いていたわけです。この住基ネット関係の議論はきのうだけじゃないんです。ずっと前々

からあるわけです。そのときに、今ご説明いただいたことも、上から、国のほうからこうだ、ああだという情報が来ると、それを何かバイブルのように信じているようなところがありまして、私はとても怖いのです。桜井よしこさんなんかは非常に自治体の現場を歩いています。それから、日弁連は自治体のアンケート調査をいたしました。そのアンケート調査を見た結果、私ども主婦連合会としては非常に不安を持ったので、とりあえず待ってくれということ悲鳴を上げているわけです。

恐らく、この東京都におかれましては、大変別の自信があるので、セキュリティに関して不安がないからこれをスタートさせるんだらうと思うんですね。きのうも言っていたのは、3年後に個人情報保護法制が整備されたらば、これは稼働すると国民の多くは思っていたわけですがけれども、今回の内閣は、それとこれとは別だというふうにして稼働させるとおっしゃっているわけです。東京都もその中に参加するということで、その東京都の中にも、区によっては非常に不安を持って、待ったをお願いしているところもあるやに聞いております。

私は、今お話を伺っていて一番心配なのはこういうことです。説明が、専用線を通してあるから大丈夫だという言い方ですね。ですけども、ドメイン名を、これはインターネットでJPRSのページを引いていただければわかりますように、私もかかわっているんだけれども「lg.jp」をつけるわけですね。ローカル・ガバメントのドメイン名をつけて、そして、公社みたいなものとか、一部事務処理があるから、約4,000ぐらい出るだろうと言っている。3,300プラスアルファですね。自治体は皆さん、そのところを取得なさるわけですよ。そうすると住民は、その「lg」というものを見て、普通のところじゃない、これはローカル・ガバメント、私たちの信頼する自治体だということで、今ご説明を伺うと、申請なんかが始まると、インターネットでこれから入っていくわけですね。そうしますと、ラスディックの地方自治情報センターのネットワークは霞が関WANとも接続するわけですよ。そして、ラスディックというのは総合行政ネットワークですね。霞が関WANと総合行政ネットワーク、ドメイン名はLG-WANといいますが、「lg.jp」をとったところは、それぞれ確かに専用線を持っているだろうけれども、入っていく住民というのは専用線が入っていくわけじゃないわけですよ。入っていったら、ずっとお付き合いが始まると、たとえ内部のネットワークを専用線で構築したとしても、外部からの侵入が不可避だということをご心配している技術者がいるわけです。早い話が、国民生活審議会の専門委員をやっている伊藤穰一さんという国際的にも物すごくハイレベルな技術者が、国民生活審議会の消費者政策部会でも、このLG-WANと、それから霞が関WANの一体化による日本国民のネットワーク化の危険というものを国際的なレベルで心配しているわけですね。

こういうふうなレベルの話もあるし、私たちとしては、小さなところで、自治体の皆さんを信頼しないわけにいかないけれども、この間の防衛庁の事件なんかを見ておきますと、全面的に性善説で、今ある関係法令だ

け、あるいは条例だけで都民の個人情報が守られるとは思えないわけです。例えば、本人確認の提供を受けた行政機関が、今93外の目的のために本人情報を提供しちゃっていますよね。なっているけれども、行政機関の担当者か、そうじゃない人が住民票コードを含む本人確認情報をデータベース化することは禁じられていない。この間の防衛庁のミニカミみたいなものですね。そういうことをやっちゃいけないとか、それから、それをどこかに接続しちゃいかんということも明確には禁止していないわけですね。あるいは集めたものを消去しなきゃいけないという義務づけもない。

それで、さっき言ったように霞が関WANとつながるということは、警察とか、全部くっついていくわけですから、住民票コードに基づく検索でもって多くの個人情報を容易に収集、管理することが可能になって、その目的外利用の禁止については、特に行政機関法の関係では、今は確かに罰則があるとおっしゃったけれども、書いていないことについてはやっちゃいけないということは書いていないわけです。やはり行政機関法の個人情報保護法も、現在抜本的改正がまだ立法されていない、そういう中で、私たちとしては、今回のような大ネットワーク化については物すごい不安を持っているわけです。これは産経新聞の――産経新聞さんは、どちらかという、このネットワーク化については積極的だと思います。それから朝日新聞は消極的だと思います。どちらの新聞社の調査によりましても、七、八〇%の国民がこれに対して不安を持っている。単なる不安じゃないです。やはり私は、みんな人間として健康に生きたい、安全に生きたいという素朴な願いがあって、そのことに関知する怖さというものに対して、やはり管理する側とか、それにかかわられる立場の者はセンシティブに付き合ってもらわないと、ただ上から「そうになりました、大丈夫です、安心です」みたいなところでは……。

そこで、私は、日弁連が大変きのうも一生懸命言っておりました。野党はもちろんですけども、与党の自民党や何かの中にも、もうあと3日か5日、あしたまた内閣委員会が開かれるわけですが、ここで何とかして待ったをかけられないか、そういう法案を提出する方法はないかということを探している。こういう状況なんですね。この中で、東京都は堂々と自信があるのでこのことをやるということであると思います。その自信は、恐らくセキュリティの面なんかでもかなりおありなんだろうと思いますけれども、事はとにかく、東京都だけがどんなにしっかりしていても、どういうハッカーに遭うかわからないというところが、この巨大なシステムの怖さなんですよ。ですから、私は、部会はずいぶん先生方をお願いしたいですが、そのほかにやはり専門委員として、あるいは必要に応じて、臨時委員としてセキュリティ関係のネットワークに大変詳しい技術者の方にもぜひ入っていただいて、そして、このようなレベル幾つ何とかって、さっき3つございましたがけれども、これは何を保障していくのかということなどについても、できるだけきちんと検証した上で、住民の個人情報保護を本当にこの部会が図れるようにお願いしたいと思います。というのは、東京

都の中にも、さっき言った朝日新聞や産経新聞の中で待ってくれという気持ちを出した都民もたくさんいるということ、ぜひ皆さん、わかっていた上で、行政のほうも部会の先生方にも真にお願いしたいと思えます。

これ、ちょっと済みませんけれども、ご参考までに、私どもがなぜそういうことを言っているかということを知っていただきたいんです。

(資料配付)

国からの命令だから粛々と進めるということになしに、やはりここは地方自治の姿勢としてしっかりと検証した上で、8月5日のスタートをさせるならやむを得ずするのでしょうか、そのところを、こういう都民もいるということを知った上でお願いいたします。

○堀部会長

ありがとうございました。

この問題、いろいろな角度から論じられているところでもありまして、今の加藤委員のご意見も含めて、部会におきましては慎重に審議を進める、こういうことになろうかと思えます。部会の委員につきましては、特にご異議がないようですので、そのように進めさせていただきたいと思えます。

○佐藤委員

ちょっとよろしいですか。部会はもちろんよろしくお願ひしたいと思えます。

今、加藤委員のご心配及びさまざまな今までの積み重ね、もうそれにつけ加えることはないんですが、きょうの都の説明の中で、もっと生活人レベルでフツと私が思いましたのは、例えばこの資料3-3の裏のページに告知要求禁止規定という、民間事業者が、契約に際し、申込者に住民票コードを教えるよう要求してはならないということなんですけれども、こういうのなんか、よほど都も、それから区も、そういうPRをきちんとしていただかないと、例えば生活の場に始終アンケート調査とか、それからこのごろは通信販売みたいなものも無数にありますよね。そういうところにコードを書いてくれなんていう欄がひよいと入ると、不注意な住民は、それほど恐ろしいことと思えない場合もすごく多いんじゃないかと思うんですよね。ですから、このあたりは、私、生活人としては非常に怖いなというふうに改めて思ったんですけれども、やはりそういうことに対するPRをきちんとしていただかないと……。一方、もちろん行政なんかのセキュリティの問題というのは、加藤委員が語る述べられたとおりでないうふうに思えます。

○加藤委員

それから、東京都は、これを赤ちゃんからお年寄りまで全部郵送する

わけですか。

○堀部会長

各区市町村が送付するものです。

○佐藤委員

きょうの区の広報に、近いうちに配布すると書いてありましたが、いよいよ来たなというふうに思いました。きょう新聞に入っていました。区です。

○加藤委員

方法によっては……。それで、ちょっと失念しておりましたけれども、うちの地方の会員さんなんかで、この配り方で、何か地方のほうですと国民健康保険の保険料の徴収まで一括してその集落を頼まれるような、そういう昔の隣組をそのまま行政が使っているというようなところがあるらしいんですが、本当はそれはやってはいけないんですか。とにかく実際としてはあるらしいんですよ。そういうところで「また今度もこういうものを配ることになるのかしら」というようなことを、私のほうに問い合わせた会員がいるんですよ。私は「それはちょっと、頼まれて、もう嫌だと思っただらばお断りになってみてはどうですか」と申し上げたんですけども、そうやって経費削減のためには手配りで、だれかに委託するといったようなことも、市区町村によってはなきにしもあらずなんでしょうね。区レベルではそんなことはないと思うんですけども。

○細井行政部振興企画課長

基本的には、ほかの方にはこのコードはわからないように郵送するということなんですけれども。

○加藤委員

東京都が特別同一のこういうやり方を進めというような通達なんかは出していないわけですか。

○細井行政部振興企画課長

そうですね。特には出していません。ただ、ほかの町内会の方がお配りする場合でも、その方にはコード番号がわからないような形で配れば、それは問題ないのかもしれませんが。

○能見委員 全体の枠組みに対しては、私は専門ではないし、それは勉強なくちゃいけないと思っていますが、それ以前に、ちょっと全体の枠組みで2つほど確認しておきたいんですが、1つは、この審議会と部会との関係です。私が理解していたのは、部会では、この資料3-3で調査審議事項とされているものの(1)が、これは比較的迅速に、おまけにあまり公開のベースではできないことなので、これが中心になるというふう

に私は理解していたんですが、(2)のような、ある意味で制度全体についてのいろいろな問題点ですね。その他の調査審議事項というところの、こういうのが部会でももちろん必要に応じて議論するんだろうと思いますが、審議会自体でも、むしろ全体の中で議論したほうが良いような事項も相当あるんだろうと思うんですね。それは部会を設けたからといって審議会のほうで議論しないということではなくて、審議会の場でも当然議論すると、そういうふう理解してよろしいでしょうか。それが1つ、第1問ですね。

それとちよつと関係するんですが、この条例の34条の第7項で、部会の手続きが非公開にすることができるというふうになっているわけですが、これも先ほどの審議事項の(1)に関しては、恐らくいろいろな個人的な名前も出てくるでしょうし、まさに適切だと思うんですけども、(2)のその他の審議事項というのは、恐らく制度全体についての一般的な問題なので、これは公開にしないというのはあまり適当でないと思うんですね。これも公開するかしないかはすぐ判断するのかなと思いますけれども、2番目は若干私の意見かもしれません。1番目は確認ということなんですが。

○堀部会長

その点、いかがなんでしょうか。まず第1の質問につきましては。

○三木情報公関係長

能見委員のほうからのご指摘があったとおりでございまして、今回、第1定例都議会のほうで条例改正しました趣旨は、案件の内容に応じて部会に審議させることができる、かつまた、その案件の内容に応じて、それを公開しないことができるというような規定を盛り込んだ形の条例改正になっておりますので、すべてが部会で秘密会ということにはございませんし、この全体の本会議でもご審議いただくことについては、また案件に応じてお諮りしたいと、そのように考えて改正を行ったところでございますので、よろしくお願いいたします。

○堀部会長

そういうことでよろしいでしょうか。部会を設け、また公開しないことができるという規定の趣旨はそういうことだということです。

ほかにいかがでしょうか。

今後ともこの問題、当審議会としてもいろいろな形で議論になっていくことになろうかと思えます。どういう事態になるのか、予測の範囲を超えているものもあろうかと思えますので、その都度問題に応じて審議をするということを進めていきたいと思えます。

それでは、きょうの議題のうちの説明というのは以上で終わらせていただきまして、今後の日程につきまして、事務局からご説明いただきたいと思えます。

○入谷情報公開課長

大変熱心なご検討をいただきまして、ありがとうございました。

次回の審議会の具体的な日程は、また改めまして事務局のほうからご通知を差し上げたいと思っております。本日、委員の皆様の机の上には日程の調査票をお配りしてございますので、後日記入の上、事務局までご返送いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

連絡は以上でございます。

○堀部会長

大体10月くらいを予定しているということで……。

○入谷情報公開課長

10月くらいを予定しております。

○加藤委員

済みません、またその他であれなんですけれども、この間、防衛庁でああいうふうな不祥事があったのを契機に、最近、すごく新聞の中でも事件が次々あるので、防衛庁事件って何か古いみたいですがけれども、ごく最近のことでありまして、あのとき、5月の終わりでしたけれども、やはり都民の人たちがみんな、東京都も大きな行政機関であるということで、情報開示請求者の名簿の取り扱いについて、やはり余分な情報を集めて、要するに、はっきり言えば、言葉は乱暴でございますけれども、よく開示請求に来るやつだとか、うるさいやつだとか、あるいはこういう特徴があるとかいうようなことを集めたりして、それで庁内で回覧したりとか、そういったようなことをやっているんじゃないかとすごく不安があったわけですよ。

そこで、東京都の消費者団体連絡センターといいまして、これは主婦連も入っておりますけれども、幾つかの消費者団体の代表が、情報開示請求者の名簿の取り扱いについて東京都に要望をしております。そして二ノ宮部長さんとも懇談をしたようで、日々緊張感を持って業務を行っているということをお答えいただいたわけですがけれども、ああいった防衛庁みたいなことは絶対うちの東京都はないんだから、都民の皆さん、安心して情報公開も請求なさい、それから個人情報保護についても、必要なときはこの条例を活用なさいと言えるような、透明性のある仕組みが見えるような手だてを今後考えていただけないかというのが私の希望です。

○堀部会長

二ノ宮部長、何かございましたら。

○二ノ宮都政情報担当部長

先日、消団連の皆さんにお会いしまして、今のご心配を要望を受けまして、実際にどうしているかということをご説明して、我々も

緊張感を持ってやっている旨をお話しました。東京都は当然組織が大きいですから、私どもが全体を見渡しておりますけれども、公文書そのものは各局に保管されているのが普通でありますので、もちろん請求がありましたときには全部私どものほうにも連絡が来ますし、また、私どもに直接来たものは、関係部局にこういう請求が出たと連絡してやっています。それにつきましては、あくまで請求に書いたことのみがこちらで全部集約されて、1年に1回、東京都の情報公開という形で年次報告が出ていますから、これは2,000件あれば2,000件がどういう件名で、それがどういうふうの開示されたのか状況を公表しております。請求書にある情報以外のことは我々は何もしているつもりはありませんが、ただ、やはり都民の皆さんも、新聞情報等を含めて、ああいったことが起きますと、やはり本人が何か請求したことがまたいろいろなところに情報が漏れてしまう。この局しか知らないのに、ほかの局の人が知っているとか、そういうことがあってはいけませんので、そういう意味では、私どものほうも、各局とも常に連携をとりながら今後ともやっていきたいと思えます。

また、こういったものがあるということも、PRしていても意外と知られていないと思えます。請求者のリストじゃなくて請求のリストという形で、都側のほうでこういう形でまとめて、どんなことが1年間で情報公開がされたかというのがわかるようにしてあります。都民情報ルームというのが3階にあります。我々もそういったところで、マスコミも含めて、こういったものはすべて公表しておりますので、そういったことをやっていることを地道にやはり伝えていかなければいけないのかなと思っております。請求がしにくいような心配をされることのないように、また今後とも知恵を出しながらやっていきたいと思えます。

○堀部会長

ありがとうございました。

ほかに何かありますでしょうか。

それでは、時間の都合もありますので、本日はこのあたりで終わらせていただきます。

大変熱心にご意見をお出しいただきまして、ありがとうございました。これを踏まえて、

今後の運用にも都としても当たっていただきたいと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後0時01分閉会

(↑このページの先頭へ戻る)

<お問い合わせ> 東京都庁 〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1 電話03-5321-1111(代表) [電話番号一覧]

(C)2002-2007 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT ALL RIGHTS RESERVED.